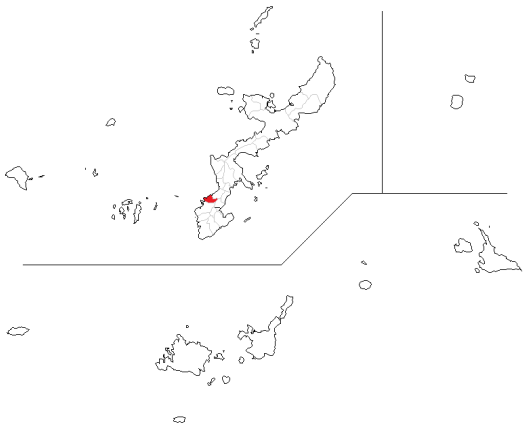


浦添市児童発達支援センター給食搬入特区

都道府県名：	沖縄県	
申請主体名：	浦添市	
区域の範囲：	浦添市の全域	
特区の概要：	本市では、近年の発達支援事業ニーズの高まりを受け、障がい福祉関連複合施設内に児童発達支援センターを設置しているが、本施設内で給食の調理ができる調理室の整備等が課題となっている。 本特例措置を活用して給食を外部搬入することにより、調理室スペースの簡略化に加え、運営コストの合理化にもつながり、センター全体の経営安定と地域の中核的な支援拠点としての療育の質の向上、相談支援体制の強化などを図ることが可能となる。	
適用される規制の特例措置：	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	



療育の様子（ボールすくい遊び）



療育の様子（まめ遊び）